

給 付 率 (21年8月1日より)

	2,050円以上 4,040円未満	4,040円以上 10,470円以下	10,470円超 11,680円以下	11,680円超 14,890円以下	14,890円超 15,370円以下
60歳未満	80%	80% - 50%		50%	
60歳以上65歳未満		80% - 45%	45%		—

① 下限額

下限額は、受給資格に係る離職の日（「基準日」）において短時間労働被保険者であった受給資格者とそれ以外の受給資格者に係らず次のように定められている。

被保険者区分	賃金日額	基本手当日額
一般被保険者	2,050円	1,640円(80%)

② 上限額

上限額は、受給資格に係る離職の日（「基準日」）における受給資格者の年齢区分に応じて次のように定められている。

年 齢 区 分	賃金日額	基本手当日額
30歳未満	12,580円	6,290円(賃金日額×50%)
30歳以上45歳未満	13,980円	6,990円(賃金日額×50%)
45歳以上60歳未満	15,370円	7,685円(賃金日額×50%)
60歳以上65歳未満	14,890円	6,700円(賃金日額×45%)

所定給付日数

① 特定受給資格者の場合 (③を除く)

算定基礎期間 区分	1年 未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年 以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満			180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		180日	240日	270日	330日
45歳以上60歳未満			150日	180日	210日
60歳以上65歳未満					

② 特定受給資格者以外の場合 (③を除く)

算定基礎期間 区分	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日	120日	150日

③ 就職困難な受給資格者の場合

算定基礎期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上65歳未満		360日			